

1. Xは、本件解雇が無効であるとして、①労働契約上の地位の確認を請求するとともに、解雇期間中の賃金の支払請求（民法 536 条 2 項前段）をすることが考えられる。

また、Xは、②1日8時間を超える時間外労働分の割増賃金の支払請求及びこれと同額の付加金の支払請求（労基法 114 条）をすることが考えられる。

2. ①の請求

- (1) 以下の理由から、Y社のXに対する時間外労働命令は無効であるから、本件解雇は「客観的に合理的な理由」を欠くものとして無効である（労契法 16 条）。

ア. Xは、Y社との間で、新規事業が軌道に乗るまでは1日12時間程度働くことがある旨の労働契約を締結しているが、本件 36 協定（労基法 36 条）は無効である。

まず、Y社の親睦団体は、会員相互の親睦と生活の向上といった目的からして「労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的」（労組法 2 条柱書本文）にしているとはいえず、「労働組合」（労基法 36 条 1 項）に当たらない。そのため、Bは「労働組合」の代表者ではない。

また、「労働者の過半数を代表する者」は規則 6 条の 2 第 1 項 2 号所定の公正な手続によって選出されることを要するところ、Bは従業員全員が加入する親睦団体の代表者にすぎず、2 号所定の「手続により選出された者」とはいえないから、「労働者の過半数を代表する者」にも当たらない。

したがって、本件 36 協定は、過半数組合又は過半数代表者によって締結されたものではないから、無効である。

そうすると、X・Y社間の労働契約は、1日8時間を超える時間外労働義務を定める部分が労基法 32 条 2 項の「基準に達しない労働条件を定める」ものとして無効となり、1日8時間労働という内容に修正される（労基法 13 条）。

イ. したがって、Y社のXに対する時間外労働命令は無効であるから、同命令違反を理由とする本件解雇は「客観的に合理的な理由」を欠くものとして無効である（労契法 16 条）。

- (2) よって、地位確認請求が認められる。また、無効な解雇期間中の労働義務の履行不能は、Y社という「債権者の責めに帰すべき事由によ…る」（民法 536 条 2 項前段）ものだから、解雇期間中の賃金請求も認められる。

3. ②の請求

- (1) まず、X・Y社間の労働契約のうち、法定時間外労働に対して労基法 37 条所定の割増賃金を支払わないとする部分は、同条「で定める基準に達しない」ものとして無効になるとともに、同

速修 159 頁（旧 173 頁）、トーロコ事件（東京高判 H9.11.17・CB201・大内 103、最判 H13.6.22・百 37）

労使協定が労基法の原則規定を解除する効果をもつ以上、過半数代表者は公正な選出を要する。そこで、規則 6 条の 2 第 1 項は 1 号・2 号の要件を設けている（土田 187 頁）。

速修 143 頁（旧 156 頁）、大星ビル管理事件（最判 H14.2.28・CB205・大内 99・百 34）

条所定の割増賃金を支払うという内容に修正される(同法13条)から、1日8時間を超える法定時間外労働については労基法13条・37条に基づく割増賃金請求権が発生する。

- (2) もっとも、XとY社は、時間外労働の可能性も考慮した上で、Xの賃金について、初任給としてはやや高めの月額30万円とする旨の合意をしている。このような割増賃金を基本給に含めて支払う旨の合意は有効か。

ア. 労基法37条・規則19条は割増賃金の計算や支払方法まで強制する趣旨ではないから、①通常の労働時間の賃金にあたる部分と時間外の割増賃金にあたる部分とを判別することができ、かつ、②割増賃金に当たる部分が労働基準法所定の計算方法による額以上である場合には、一定額の手当や基本給の支払いによって割増賃金が支払われたものといえることができると解する。②に加えて①も要件となるのは、法所定の計算方法によらない場合に割増賃金として法所定の額以上が支払われているか否かの判定可能性を担保するためである。

イ. X・Y社間の上記合意は①を欠くから、無効である。

- (3) そうすると、月額30万円の基本給は、その全額において1日8時間という「通常の労働時間…の賃金」として支払われていたことになるから、割増賃金の既払分は0円である。
- (4) そして、「通常の労働時間…の賃金」は月額30万円と扱われることになるから、これが割増賃金の算定基礎となる。

したがって、月30万円を基礎として算出される1時間当たりの「通常の労働時間…の賃金」(規則19条4号)を算定基礎として、時間外労働のうち、①月60時間以内の部分については125%、②月60時間を超える部分については150%の割増率による割増賃金支払請求及び付加金支払請求が認められる。以上

速修163頁以下(旧176頁以下)、高知県
観光事件(最判H6.6.13・百38)、テックギャ
ン事件(最判H24.3.8・CB215・大内104)

速修161頁以下(旧175頁以下)